

# 市民のことばによる新城市自治基本条例 (たたき台)

新城市自治基本条例を考える市民会議

平成23年3月28日

## 0 なぜ、私たちは自治基本条例をつくるのか。

いままで、私たちは、この地域で暮らし、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。この地域には、全国を代表する歴史遺産や美しい自然、やさしい人間味あふれる人情、安全でおいしい農産物があり、私たちはそうしたものを大切に守ってきました。

長い歴史のうえに成り立っている私たちのまちが、元気で住み続けられ、世代のリレーをすることができるまちとなるため、そして、市民が主役となってまちづくりを進めるために、私たちはここに条例を定めます。

私たちは、市民一人一人を大切にし、より魅力あるまちにするため、みんなが当事者となり、人の話をよく聞きながら、この条例とともにまちづくりをすすめます。

私たちは、市の現状を知り、抱える問題を自分のこととして考え、お互いに助け合って課題を解決します。そのためにも、私たちは、市民が責任を持ってまちづくりに参加(※1)する機会を最大限保障し、そのしくみをつくります。また、地域特有の問題は地域で解決できるための手段を常に探求します。

私たちは、郷土愛を持ち、市外の人にも観光や定住のため新城へ来てもらえるまちづくり、雇用などの生活基盤整備や医療体制・防災体制の充実を図ることなど安全・安心で暮らしやすいまちづくりをします。私たちは、互いに情報を共有し魅力ある情報を発信することで、合併したまちが一体となってさらなる発展をめざします。

# 1 まちづくりとは？

## (1) まちづくりとは

- ・ 住みやすいまちとなるために、市民が行動することである。
- ・ 住みやすいまちとなるために、行政が行動することである。
- ・ 住みやすいまちとなるために、議会が行動することである。

## (2) まちづくりの役割

- ・ 市民全員がまちづくりの主人公である。
- ・ 「わたしが動けば、新城が変わる」という気持ちで、一人一人その力を最大限に発揮し自ら実践する。そのために参加できるしくみをつくる。
- ・ 気持ちよいまちづくりを展開する。
- ・ 無理をしないでできることから始める。
- ・ 老若男女それぞれが力を発揮できるまちづくりをする。

## (3) まちづくりの心意気

- ・ 一人ひとりの存在を認め、お互いに信頼と協力の関係を築く。
- ・ 個人の尊厳と人権を尊重する。
- ・ 固定された考え方を押し付けない。
- ・ 人と人とがつながることが大事であり、良好な人間関係を築くために、意見が言える場をより多くつくる。
- ・ 知ろう、関わろう、理解しようという意識を持って参加し、地域のつながりを少しずつ変え、そして深める。
- ・ 個人で出来ないことは地域で、地域でできないことは行政で行う。
- ・ 個人、地域、行政それぞれの得意分野を活かし、助け合い、協力し合う。

## (4) まちづくりへの参加

- ・ まちづくりに参加する、参加しないは個人の自由であるが、参加しない人にも情報提供・共有に努め関心を高める。
- ・ 長く続く活動をするためには、無理な活動をしない。まちづくりへの参加は、個人の自主性を尊重する自由で柔軟なものでなければならない。
- ・ 来るものは拒まず、去る者は追わずという考え方も必要である。
- ・ さまざまな職業や世代の人々が参加しやすく意見を出し合えるような交流の場をつくる。
- ・ 意見を出し合う仕組みから取り残される世代がないように（特に小・中・高生など）、この人達が次代の担い手として重要であることを認識し意見を集めるしくみを検討する。

### (5) まちづくりのための情報

- ・ 市民が物事を判断する上で、情報は必要不可欠であり、行政は市民の知る権利を保障しなければならない。

#### (共有)

- ・ さまざまな活動が互いに有効に機能するため、それぞれの活動や組織内部の情報を共有する。
- ・ 異年齢の人達、異業種の人達が交流できる場づくりにより、さまざまな情報を共有でき共通認識を持つことができるようにする。

#### (伝え方)

- ・ お年寄り世帯、アパート暮らしの人、外国人などが情報取得の機会を失うことがないようにする。
- ・ 情報の発信・受信が困難な人にも情報伝達ができるように工夫し、情報格差が発生しないようにする。
- ・ 相互のやり取り・双方向性を重視した情報の提供が大事である。
- ・ 女性の持っている地域の情報を活かし、男性はそれをきっかけに参加することもあるので、口コミなどの情報伝達の方法も重要である。

#### (しくみ・場)

- ・ まちの魅力を集める拠点づくりをする。地域活動とその組織など（ボランティア・NPO等）が一覧できる場所と機会をつくる。（公民館や支所など）
- ・ 行政が一方向的に情報を流すだけでは、不十分であり、市民がほしい時にいつでも情報を取得できるシステムをつくる。
- ・ 情報提供の場をつくり、必要な人に必要な時に必要とする情報が手に入る（届く）しくみをつくり、しっかり知らせる。

#### (その他)

- ・ 地域からの要望等をオープン化する。

## 2 市民

### (1) 基本的な考え方

- ・ 市民全員がまちづくりの主役である。
- ・ 市民は、権利が保障されると同時に責任を併せ持っている。
- ・ 住民とは、市内に住所を有する者（外国人、法人も含む）である。
- ・ 市民とは、住民に加え、市内に住所を有していないが活動している者（在勤・在学、NPO・事業者など）である。

### (2) サポーター

- ・ 市内に住所を有せず、市内で活動もしていないが、新城市出身者や新城市を応援してくれる人・企業などは新城の支援者である。

### (3) 転入者・新しい人

- ・ 田舎の排他性を取り除き、外から入った人にも開かれた雰囲気をつくる。
- ・ 転入者が住みやすい地域づくりを心がける。

### (4) 参加できる各制度

- ・ 市民は、パブリックコメント、審議会、市政懇談会、フォーラム、ワークショップ、アンケート、住民投票などを通じて市政へ参加する。
- ・ 市民が地域活動、市民活動に参加しやすいように、行政は活動場所の確保や財政的支援をすすめる。
- ・ 行政は、市民に対して説明をする責任、質問に答える責任を持つ。

### (5) 市民が主役となるために

- ・ 行政や議会は、市民が、意見を言いたいときにはその場を保障する。
- ・ 将来の新城のまちづくりを担う小学生、中学生、高校生などの子どもや若者を大切にし、地域で子ども・若者を育てる。
- ・ 行政に過大な依存とならないように、市民の意識改革をする。
- ・ ボランティアだけでは、現在の活動が続かないことを認識し、市民と行政・議会が協働（※2）して人材を育成する。

**(6) さらなる力を新城に**

- ・ 住みやすいまちとなるよう、市民の力を発揮できるしくみをつくる。
- ・ 全ての市民が同じようにまちづくりに関わっていく風土をつくる。
- ・ 世代間の交流を積極的にすすめる。
- ・ チャレンジ精神を持てるよう、失敗した人を許容する度量を持つ。

## 3 地域活動・市民活動

### 1 地域活動

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 地域活動とは、地域を住みやすくするために行動することである。
- ・ 地域ごとの特性を大切に、地域の価値を活かすように地域活動をすすめる。
- ・ 地域にはさまざまな小集団がある。まず小さな集団を活かすことからスタートし広域の組織と連携するように運営する。
- ・ 行政と地域の役割を明確にし、それぞれの得意分野を活かし、補完しあうことが大事である。
- ・ 地域活動で大事なものは、人と人のつながり、市民間の助け合いの精神である。それを基本に地域活動を組み立てていく。
- ・ 地域活動は、まちづくりにとって最も重要な公共的活動である。

#### (2) 有効に機能させるポイント

- ・ さまざまな活動が互いに有効に機能するため、活動における連携団体（組織）間や組織内部の情報を共有する。
- ・ さまざまな活動をしている人は、その活動を認め、補い合うことが大切になる。
- ・ 市民自らが地域を見直し、地域を知ることが必要である。

#### (3) 交流・連携

- ・ それぞれ活動団体のノウハウや情報を持ち合うことで、お互いを刺激し合い、パワーを増幅させる。
- ・ 他の活動に関心を持って、参加することで、互いに元気になる。
- ・ 規模の大小や活動内容に関わらず、単位間の重層的な交流・連携をすすめる。

#### (4) 担い手の育成

- ・ 子どもを大切に、地域で子どもを育てる。やがてその子どもたちが地域をつくる。
- ・ コーディネーター（調整役）を育てていくしくみをつくる。

#### (5) 仕組み

- ・ 行政は、地域活動の資源を確保できる仕組みをつくり、資金面でも支援する。
- ・ 地域担当制における市職員は、自治のセールスマンである。
- ・ まちづくりは、まちづくりの面とまちつくりの面がある。

## 2 市民活動

### (1) 基本的な考え方

- ・ 市民活動とは、自分たちの生活とコミュニティへの貢献を目的に自発的に行う活動のことである。
- ・ 市民全員がまちづくりの主役であり、気持ちのよいまちづくりを展開する。
- ・ 市民活動は、一つ一つが社会的な意義を有している。

### (2) 有効に機能させるポイント

- ・ 行政はまちづくりにおける市民の活動を尊重する。
- ・ 市民同士は、それぞれ市民活動を理解し、その活動を支えあう。
- ・ 市民活動への支援方法をわかりやすく明示する。
- ・ 市民活動団体は、他者を受け入れ、他の団体との連携をすすめる。

### (3) 行政の応援

- ・ 行政は市民活動に理解を示し、市民力を活用する。
- ・ 市民側からの行政への協力をしっかりする。
- ・ 行政からの応援のルールをつくる。

### (4) 担い手の育成

- ・ 市民活動の担い手・コーディネーターを育成する。
- ・ 協働をすすめ地域で人を育てるしくみをつくる。

### (5) 仕組み

- ・ 市民活動の思いを伝えるためのしくみを考える。
- ・ いろいろな地域を知ることが重要である。
- ・ 地域活動との連携によりお互いの力を引き出し、認め合い、強化しあう。

## 3 地域活動と市民活動

### (1) 連携・交流

- ・ 今まで継続してきた地域活動と市民活動との連携により、さらなる力を発揮できるようにする。
- ・ お互いを認め合う意識を持って、相互交流をすすめる。
- ・ 地域活動と市民活動の交流の場をつくる。



## 4 議会

### (1) 基本的な考え方

- ・ 議員は市民からみて模範となる議会運営・議員を目指す。
- ・ 地域代表の意識だけでなく、市域全体の問題を意識しリーダーシップを発揮する。
- ・ 会派単位だけではなく、委員会単位や議会全体で活発に活動する。
- ・ 問題解決の方法の集約が議会であることなど議会の役割、位置づけを分かりやすく市民へ説明する。
- ・ 議員は広い視点と長期的な展望を持つ力をみがく。
- ・ 議会は、行政をチェックし、地域・市民の活動をサポートする。

### (2) 有権者として

- ・ 市民と議会は、それぞれの役割をしっかりと認識する。
- ・ 市民は議会に対し、広く大きく問題をとらえ課題解決に重点を置いた活動を期待する。
- ・ 市民は、議会・議員にもっと関心を持ち、「議会だより」を読み議会を傍聴する。

### (3) 市民との対話・交流

- ・ 市民の声を積極的に聞こう。
- ・ 議会は、市民が考え判断するための材料をわかりやすく提示する。

### (4) 議論のしかた

- ・ 議会は形骸化を廃し、市長との真摯な討議をする。
- ・ 議会・議員は、議論を尽し政策を提言する。
- ・ 議員同士の討論を活発化し、議決までのプロセスを見えるようにする。

### (5) 情報発信

- ・ 議会中継のダイジェストを検討する。
- ・ 「議会だより」の内容を工夫し、発刊を早くするなど積極的に情報を発信する。
- ・ 視察結果の成果を伝え、反映できることがあれば取り入れるよう検討する。
- ・ 議会情報（会派機関紙、委員会報告紙、議員の議会報告含む）の提供場所を検討する。

#### (6) 新しいしくみ

- ・ 議会報告会を定期的を開催することで、市民とのコミュニケーションの場を確保する。(必要があれば市長・担当も参加する)
- ・ 出前議会や夜に開催する議会も検討する。
- ・ 市民と議会とのコミュニケーションの場(茶話会)を開催する。
- ・ 共通質問状の実施などで客観的評価をするしくみをつくる。

#### (7) 議会基本条例との関係

- ・ 自治基本条例と議会基本条例の整合性をはかる。

## 5 行政

### (1) 基本的な考え方

- ・ 市民目線で、日頃の仕事をを行う。
- ・ 市民の声を一早く汲み上げて動く。
- ・ 職場に閉鎖的な雰囲気をつくす。
- ・ 仕事の説明をしっかりと市民に対して行う。
- ・ 行事が重複する事業が多いため、全体で見直しを行う。
- ・ 地域とのつながりに地域担当制をうまく活用する。

### (2) 役所の組織

- ・ 行政の中で横のつながりをもって考え、職員の人数の適正な配置を行う。
- ・ 市民目線に立ち細分化されすぎない組織・体制づくりを行い、課を超えて連携を密に行う。
- ・ 仕事内容が市民にわかりやすい部・課の名称とする。仕事の内容を市民に分かりやすくする。
- ・ 市の広報のあり方の重要性を認識し、市民へ伝えたい情報をしっかり伝える。
- ・ 市のイベントの広報活動を行い、その参加方法を十分伝える。
- ・ 行政サービス、行政の窓口が身近にあるようにする。
- ・ 若者が就職したくなる市役所になるよう、職場の魅力を高める。
- ・ 魅力ある役所の組織作りに積極的に取り組む。

### (3) 市長の責務

- ・ 市長は、長期的な視点で市政をリードする。
- ・ 二元代表制の主旨に鑑み十分な話し合いで議会の協力をえる。
- ・ 市政報告会などを各地域で設定し市民との対話を大切にする。

### (4) 職員

- ・ 職員は情報提供を積極的に行う。
- ・ 職員はどんどん現場へ出かける。
- ・ 笑顔で声をかけ、市民の目線で仕事ができる職員を育成する。
- ・ 職員は、自治のセールスマンであることを認識し、職員は行事へ積極的に参加する。
- ・ 職員の質を向上させる。

## (5) 財政

- ・ 優先順位を決めた予算を適正に配分する。
- ・ 自主財源をしっかりと確保する。
- ・ まんべんなくお金を使うという発想を考え直す。
- ・ 限られた財政の中でどれだけ市民の幸せを達成することができるかを常に考え予算を執行する。
- ・ 民間の費用対効果やコスト意識を導入も検討する。
- ・ 遊休施設の再活用、見直しをする。

## (6) 市民の意見

- ・ 市民の意見を定例的に集める。
- ・ 中学生・高校生の意見も取り入れるしくみを考える。
- ・ 市民の提案を行政に活かせる仕組みをつくる。
- ・ 地域とのつながりに地域担当制をうまく活用し、さまざまな層の市民の意見を聞く存在にする。
- ・ 市民の意見をデータベース化し、実行済みのものか、検討中のものか、未実施のものかを可視化する。
- ・ 市民からの提案ができるように、市民と行政との話し合いの場を設ける。
- ・ 意見反映のために、既存の会議を活用する。

## (7) 市民参加のしくみ

- ・ 市民と行政とが双方向で参加できるシステムを検討し、市民力を最大限活用する。
- ・ アンケートが公表できるシステムをつくる。
- ・ 共通の目標に向かって協働して考える場を設ける。

## (8) 情報公開（自主的にも制度的にも）

- ・ 行政情報を積極的に公開・公表する。個人情報保護に配慮しつつ、すべて原則公開とする。

## (9) 元気の出る行政

- ・ 他のまちの物マネでない施策の実施で行政を元気にする。
- ・ 市職員は守りに入りがちであるが、市民のうしろだてがあれば安心して実行できる。

## 6 自治を創造する仕組み

### 【全域テーマ】

#### (1) 市民総会

- ・ 市長と議会は、市民の意見を聞く場となる市民総会を設置することを検討する。

#### (2) 住民投票

- ・ 市民全体に関わる重要な問題については、最終的な市民意思の確認のため住民投票を行う。ただし、住民投票にかける項目の整理・検証をする。
- ・ 住民投票を行う場合は、事前に十分な情報提供と議論を行う。

### 【個別テーマ】

#### (3) 市民討議会

- ・ 無作為抽出で選ばれた市民は、まちの課題について議論し、市長にその解決策を提案する。市長はその提案を十分検討した上で最大限尊重する。
- ・ 身近な問題を議論するには大変有意義な手法であり、参加者の年齢や性別等のバランスに配慮した市民討議会を制度化する。
- ・ テーマによっては無作為にこだわらず参加者を募ることができる。
- ・ ふだん公的な場で意見を言わない人が、発言することができるしくみとする。

### 【地域別テーマ】

#### (4) 地域自治組織

- ・ 地域の課題は地域で解決する体制をつくる。
- ・ それぞれの地域は互いに異なっていることを認めることが大事である。
- ・ 行政の仕事の仕分けをして自治組織に財源・権限を移すよう努める。
- ・ 行政区の歴史的成り立ちとその実績を踏まえ、その重要性和抱える課題をしっかりと認識する。

## 7 条例をよりよく活かすための（機能させる）仕組み

### (1) 基本的方針

- ・ 最上位の条例として位置づける。

### (2) 見直し

- ・ 常に見直すことが必要である。
- ・ 定期的な評価・見直しは1年を原則とする。また市民から提案あった場合は、適宜検証する。

### (3) 知り・知らせる・チェック（実効性の検証）

- ・ 市民に周知する方策を講ずる。
- ・ 市民がお互いにこの条例を知り・知らせる活動をする。
- ・ 条例が守られているか、定期的にチェックする制度を設ける。
- ・ 誰がどのような方法で評価するか検討する。

## 用語集

※1 「参加」とは、市民が、市政や地域活動や NPO の市民活動などに加わることである。

参加は、ある課題などに関心を持ち、理解することからはじまる。

※2 「協働」とは、市民それぞれが、また市民と行政と議会とが対等な関係で協力・連携しまちづくりを行うことである。